

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の経過措置を定める政令案について

1. 政令案概要

(1) 改正法について

令和6年の通常国会において成立し、同年6月26日に公布された「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第67号。以下「改正法」といい、改正法により改正された消費生活用製品安全法を「改正消安法」という。)において、輸入事業者の範囲の明確化(改正消安法第2条第10項等)、届出事項への国内管理人の氏名等の追加(改正消安法第6条等)、子供用特定製品の創設(改正消安法第2条第4項等)等に係る規定を設けた。

(2) 本政令における措置について

改正法の経過措置については、改正法において「附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。」(改正法附則第7条)として政令に委任している。今般、同条の委任に基づいて、改正法の施行に関し必要な経過措置として、子供用特定製品の諮問に係る経過措置を定めるものとする。

2. 今後のスケジュール

令和6年8月15日 政令案に係る意見募集開始
令和6年9月13日 意見募集〆切
令和6年9月下旬 改正政令閣議決定・公布・施行(予定)